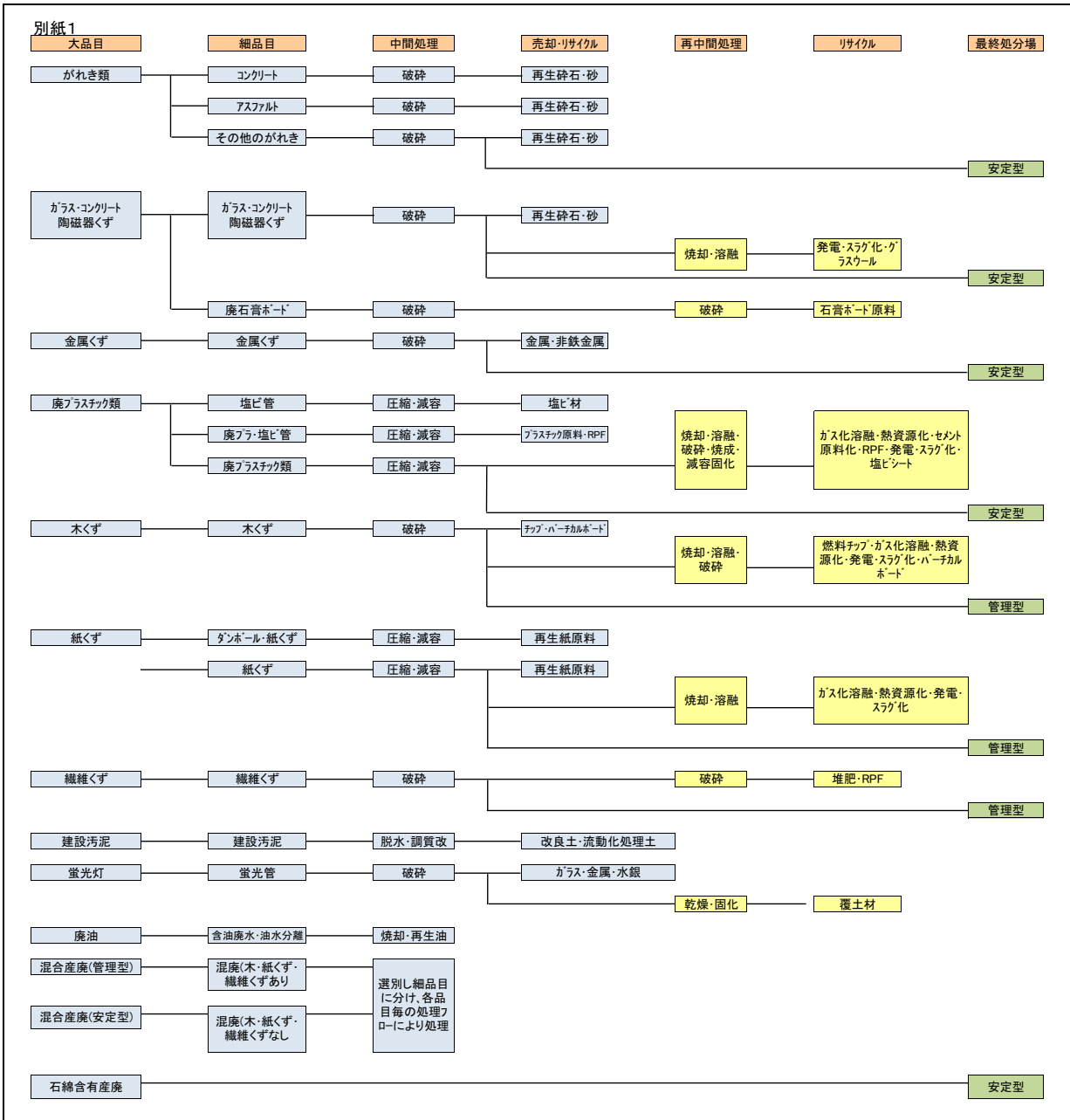


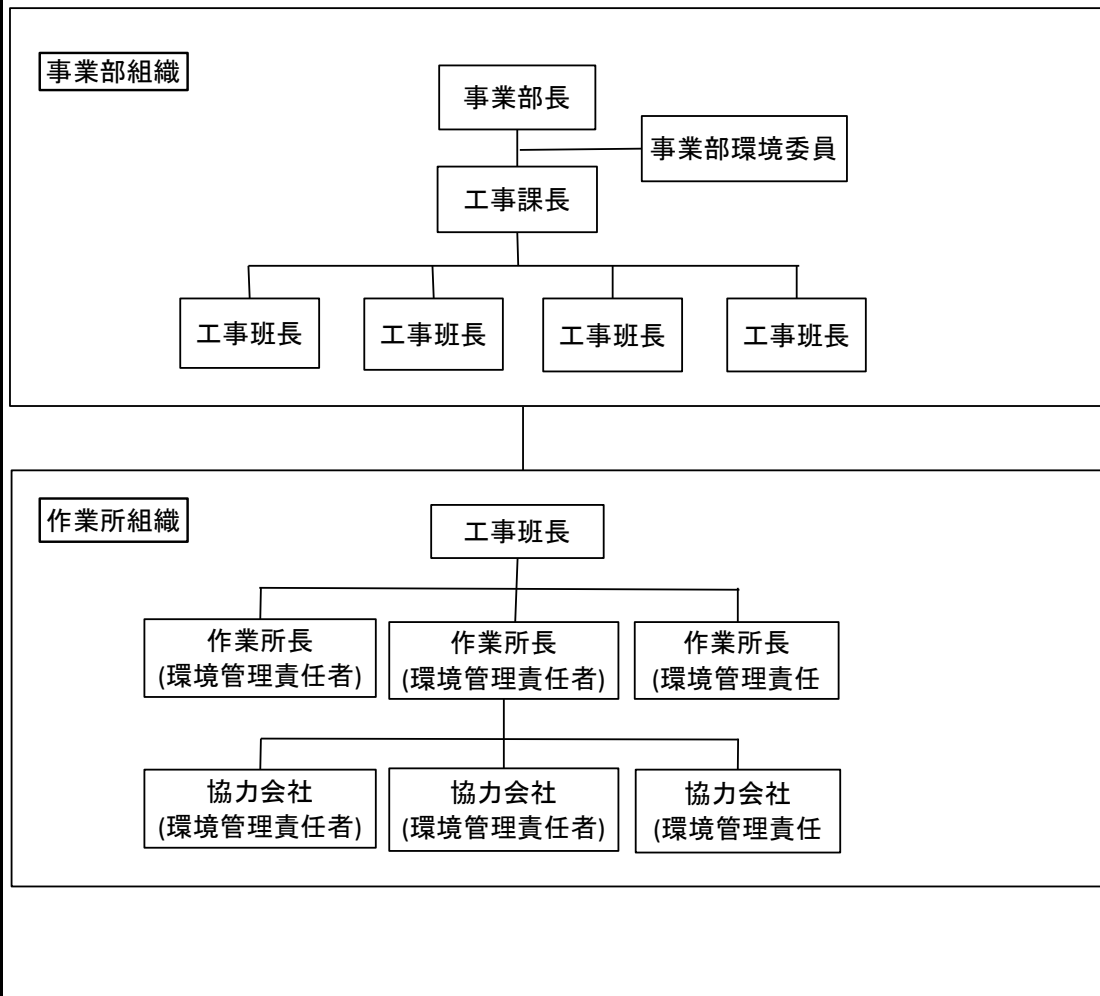
別添 1 処理工程図



別添 2 管理体制図

統括責任者		建設事業部長
事業部	担当部署(指導)	工事課長、工事課班長
作業所	責任者	作業所長
	担当者	作業所長が指名

管理組織



別紙3

取組みの現状(継続しての実施事項)

1. 取組みの現状(継続しての実施事項)

- 1) 建設廃棄物の分別・リサイクル等に関する環境目標の設定
- 2) 産業廃棄物の処理に関する手順の策定
- 3) 作業所毎の法規制等チェックシートによる関係法令の遵守
- 4) 計画的な内部監査および環境パトロールの実施
- 5) 年度ごとに見直しを行い、継続的な改善を図る
- 6) 職長会による分別指導

2. 教育

1) 社員教育

- ① 環境問題の概要
- ② 環境方針を遵守することの重要性
- ③ 各業務が実際に又は、潜在的に持つ著しい環境への影響、環境管理改善の便益
- ④ 環境方針の目的・目標を達成するための役割と責任
- ⑤ 規定された環境に関する標準、要領・手順を逸脱した場合に予想される結果
- ⑥ 廃掃法はじめ、関連法改正を含めた最新環境情報の伝達

※事業所全員を対象に定期的に集合教育(OFF.J.)を行う。受講できなかった者に対しては内勤者は工事課長、作業所は工事班長がO.J.Tを実施する。

2) 専門工事業者教育

- ① 作業所毎、新規入場者教育時に作業所環境目標、実施手順に係る教育を実施。
- ② 作業所へ作業員を送出す際には当社作成の環境教育資料を基に環境教育を実施。
- ③ 各種大会、講習会時に3R活動を含めた環境教育を実施。
- ④ 協力会組織の環境委員会活動により専門工事業者会員の環境意識の向上を図る。

3. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

施工計画時において下記事項を検討し、実施可能な項目を採用している。

- ・建設資材のプレキャスト化等による廃材発生の削減
- ・搬入資機材の梱包材の削減
- ・工法変更による廃材の抑制
- ・資材の転用

4. 産業廃棄物の分別に関する事項

- ・当部の副産物処理要領書に則り、作業所において分別計画を立て実施する。
- ・計画の策定に当っては、地域の産業廃棄物中間処理施設、リサイクル施設等の分別品目の受入れ条件を十分考慮する。

5. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

- ・建設リサイクル法等関係法令を遵守し、作業所毎に再生資源利用(促進)計画を策定し、実施の記録を保管する。
- ・グリーン購入標準、グリーン調達ガイドラインに基づく環境配慮品の採用。

6. 産業廃棄物の処理に関する事項

- ・廃掃法及び当社の副産物処理要領書に則り、保管基準、処理基準、委託基準を遵守する。特に注力する事項を下記に示す。

- 1) 委託契約書の作成・保管。
- 2) 紙マニフェストの交付および照合・保管。
- 3) 電子マニフェスト化を積極的に展開する。